

議第 4 4 号

高山市後期高齢者医療に関する条例及び高山市介護保険条例の一部を改正する条例について

高山市後期高齢者医療に関する条例及び高山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

延滞金の特例割合を見直すため改正しようとする。

高山市後期高齢者医療に関する条例及び高山市介護保険条例の一部を改正する条例  
 (高山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 高山市後期高齢者医療に関する条例(平成19年高山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則                      (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p>	<p>附 則                      (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)</u>とする。</p>

(高山市介護保険条例の一部改正)

第2条 高山市介護保険条例(平成16年高山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則                      (延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第10条第1項に規定す</p>	<p>附 則                      (延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第10条第1項に規定す</p>

る延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められ商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

る延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の高山市後期高齢者医療に関する条例附則第4項及び第2条の規定による改正後の高山市介護保険条例附則第4条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。